

選挙委員会規定

(総則)

第1条 この規定は、会則第5条第2項に基づき、選挙委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(委員会)

第2条 委員会は、朋友会の副会長、会計、常任幹事の職にあるものにより構成し、委員数は5人とする。

2 委員の任期は、令和5年2月1日から選挙結果等の報告を行う総会の開催日までとする。

3 委員長は、委員の互選により選出する。委員長は委員会を総理し、委員長が欠けた場合、委員長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

4 委員が会長に立候補した場合、自動的に委員を失職する。この場合、委員になっていない副会長、会計、常任幹事のいずれかから後任者を補充する。

5 委員会は、合議により会長の選挙及び幹事の選考に必要な手順を別に定める。

附則

この規定は令和5年2月1日から施行し、第2条第2項に規定する総会の開催日において廃止する。